

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	デジタル貿易の国際ルール形成の動向—WTO、FTA、デジタル貿易協定—
他言語論題 Title in other language	Trends in International Rule Making for Digital Trade
著者 / 所属 Author(s)	鈴木 絢子 (SUZUKI Ayako) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 経済産業課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	892
刊行日 Issue Date	2025-04-20
ページ Pages	81-105
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	デジタル貿易に関する WTO での議論や交渉の状況、近年締結された FTA や通商協定の関連規定を紹介し、国際的なルール形成の現状を概観する。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

デジタル貿易の国際ルール形成の動向

—WTO、FTA、デジタル貿易協定—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
経済産業課 鈴木 絢子

目 次

はじめに

I デジタル貿易と通商協定

- 1 「デジタル貿易」とは
- 2 FTA によるルール形成
- 3 データローカリゼーションの影響

II WTO での議論

- 1 全加盟国による検討
- 2 有志国間交渉

III FTA・デジタル貿易協定

- 1 FTA
- 2 デジタル貿易協定

おわりに

キーワード：デジタル貿易、電子商取引、通商協定、WTO、FTA、CPTPP、USMCA、RCEP、DEPA

要 旨

- ① デジタル貿易とは、データの越境移転を前提とした製品やサービスの電子的取引などを指す。デジタル貿易は年々増加しており、2020年には世界の貿易額の25%を占めている。デジタル貿易の成長に伴い、世界貿易機関（WTO）や自由貿易協定（FTA）では、デジタル貿易に関するルール形成の動きが活発化している。
- ② WTOでは、1990年代から電子商取引と貿易ルールに関する議論が開始されたが、全加盟国による多角的交渉は開始されていない。加盟国は、おおよそ2年ごとに電子的送信に対する関税不賦課のモラトリアムの延長に合意しているが、協議は毎回難航している。
- ③ 多角的交渉が開始されない状況を打破するため、2019年に有志国による交渉が開始された。2024年7月に80を超える加盟国が協定テキスト案に合意したが、データ移転関連の規定が入っていないことや、WTOの法的枠組みへの統合等の課題がある。
- ④ デジタル貿易のルール形成は、主にFTAが先行する形で制度化してきた。特にCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）の電子商取引章は、発効当時最も先進的なデジタル貿易ルールであり、その後に締結されたFTAのひな形となっている。米国、中国、EUがそれぞれ関わるFTAにも、デジタル貿易に関する規定が設けられている。
- ⑤ 近年は、デジタル貿易に特化した通商協定の締結が増えている。DEPA（デジタル経済パートナーシップ協定）は、シンガポール、チリ、ニュージーランド、韓国の4か国で発効しているデジタル貿易協定である。そのほか、既存のFTAの関連規定をアップデートすること等を目的としたデジタル貿易協定も締結されている。
- ⑥ FTAやデジタル貿易協定では、盛り込まれる内容や実効性に違いがある。ルールの断片化に対処するためにも、多国間のデジタル貿易ルールの必要性は高い。また、個々のFTAやデジタル貿易協定についても、締約国の裁量の余地を認める例外規定や紛争解決の適用除外等がある中で、貿易ルールとしてどこまで実効性を伴うか注視する必要がある。

はじめに

デジタル貿易は2020年に世界の貿易額の25%を占め、年々増加している⁽¹⁾。デジタル貿易の成長に伴い、WTO（世界貿易機関）やFTA（自由貿易協定）では、デジタル貿易に関するルール形成の動きが活発化している。

WTOでは、長年停滞していた電子商取引に関する議論が、有志国間交渉という形ではあるが2019年に開始され、2024年7月、交渉成果を条文化した協定案が合意に至った。また、デジタル貿易に関する規定を含むFTAの交渉・締結も相次いでおり、デジタル貿易特化型の通商協定も誕生している。

この分野の自由化は、米国がTPP（環太平洋パートナーシップ）協定交渉等を通じて牽引（けんいん）してきたが、近年はEUやシンガポールが、個人情報保護や、AI・フィンテック（金融と技術の融合）等の最先端のテーマにおけるルール化において、積極的な役割を担う動きがある。もっとも、デジタル貿易やデータの越境移転に関する締約国の思惑の違いから、協定によって盛り込まれる内容や実効性には違いがある。また、WTOの有志国間交渉には課題もあり、協定案をWTO協定⁽²⁾の一部として発効させるまでの道のりは、容易ではない。

本稿では、まず、デジタル貿易のルール形成が注目される背景を説明し（Ⅰ）、次にWTOでの議論や交渉の状況、今後の課題について言及する（Ⅱ）。また、近年締結された、デジタル貿易関連の規定を含むFTAや通商協定を紹介し（Ⅲ）、国際的なルール形成の現状を概観する。

Ⅰ デジタル貿易と通商協定

1 「デジタル貿易」とは

デジタル貿易に単一の定義はないが⁽³⁾、データの越境移転を前提とした製品やサービスの電子的取引などを指してデジタル貿易と呼称することが多い⁽⁴⁾。具体例としては、外国企業のウェブショップでの物品の購入やオンラインでの海外のホテルの予約、外国企業によりオンラインで提供される音楽配信サービスの利用などが挙げられる⁽⁵⁾。

デジタル貿易は、物以外のサービスの貿易を含むため、既存の統計では貿易額を正確に把握することは難しいが、OECDの推計では、2020年にデジタル貿易は世界の貿易額の25%を占めるまでに成長している⁽⁶⁾。デジタル貿易の成長を牽引しているのは、電子的に送信される越

*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年2月27日である。

(1) OECD, *Key Issues in Digital Trade Review: OECD Global Forum on Trade 2023 "Making Digital Trade Work for All"*, Paris: OECD Publishing, 2023, p.7. <<https://doi.org/10.1787/b2a9c4b1-en>>

(2) WTO協定とは、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」（通称「WTO設立協定」）及びその附属書に含まれている協定の集合体を指す。

(3) 経済産業省『通商白書 平成30年版』2018, pp.150-152. <<https://www.meti.go.jp/report/tshaku2018/pdf/02-01-01.pdf>>

(4) 植田大祐「日米貿易協定と日米デジタル貿易協定—概要と論点—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1142, 2021.3.12, pp.7, 9. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/11645816>>; 同上; Javier López González and Marie-Agnes Jouanjean, "Digital Trade: Developing a Framework for Analysis," *OECD Trade Policy Papers*, No.205, 2017.7.27, pp.12-14. <<https://doi.org/10.1787/524c8c83-en>>; United States International Trade Commission, *Digital Trade in the U.S. and Global Economies*, Part 2, August 2014, pp.29-30. <<https://www.usitc.gov/publications/332/pub4485.pdf>>

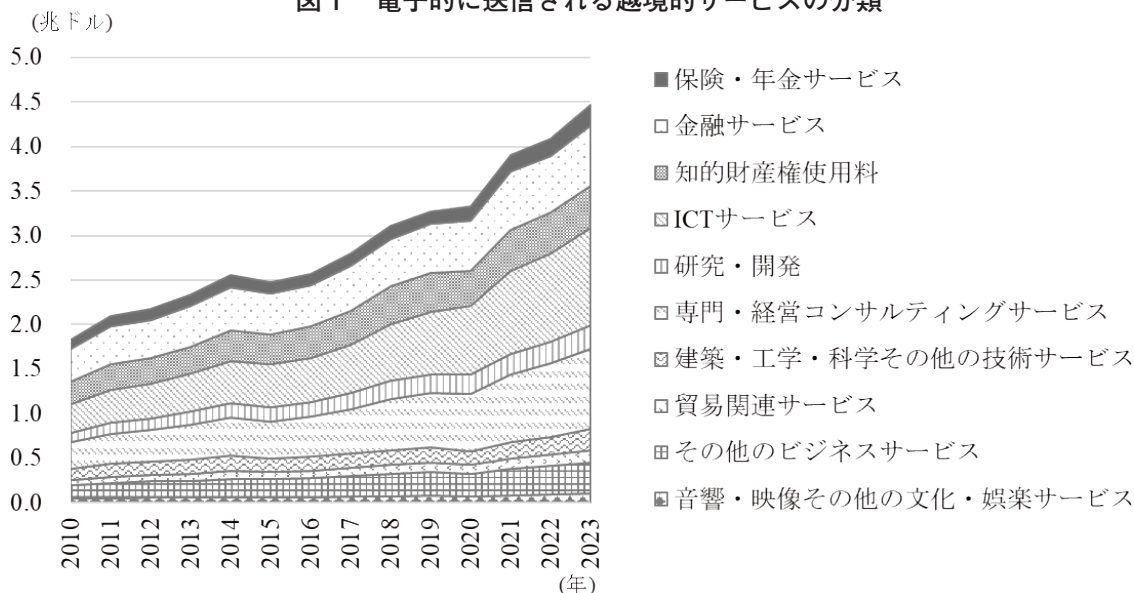
(5) 植田 同上; 経済産業省 同上; González and Jouanjean, *ibid.* 等。

(6) OECD, *op.cit.*(1), p.7.

境的なサービス取引である⁽⁷⁾。

UNCTAD（国連貿易開発会議）は、電子的に送信される越境的なサービス取引の推計を公表している。それによると、ICTサービス（通信、コンピュータソフトウェア、情報サービス等）や専門・経営コンサルティングサービス（法律、会計サービス等）の割合が大きく（図1）、主要輸出国には、米国や英国、日本等のほか、インドや中国が含まれている（図2）。

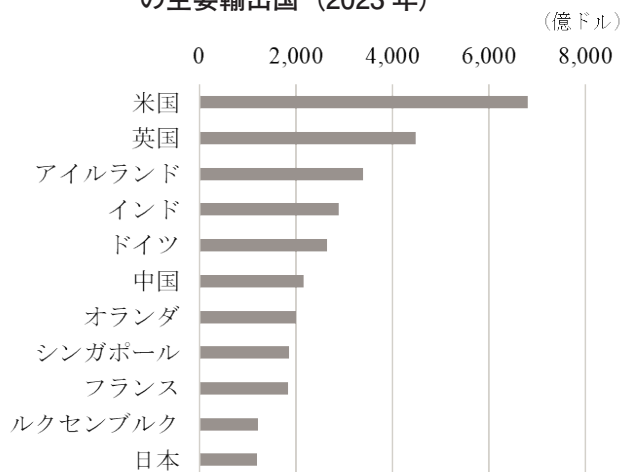
図1 電子的に送信される越境的サービスの分類



(出典) “International trade in digitally-deliverable services, value, shares and growth, annual,” 2024.9.30. UNCTAD website <<https://unctadstat.unctad.org/datacentre/dataviewer/US.DigitallyDeliverableServices>> を基に筆者作成。

また、デジタル貿易に関する議論では、「デジタル貿易」は「デジタル時代の貿易」という広義の意味でも用いられている⁽⁸⁾。デジタル時代の貿易は、貿易に係る文書や手続のデジタル化、国境を越えたデータの移転等によって支えられている。例えば、通関手続のデジタル化や文書のペーパーレス化は、貿易コストの削減や迅速化を可能にする⁽⁹⁾。また、データ（個人情報を含む。）は、AI、クラウドコンピューティング、IoT（さまざまなものをインターネットに接続する技術）等、急速に発展している技術の中核を成しているだけでなく、国境を越えた生産網を効率的に運営することを可能にしている。したがっ

図2 電子的に送信される越境的サービスの主要輸出国（2023年）



(出典) “International trade in digitally-deliverable services, value, shares and growth, annual,” 2024.9.30. UNCTAD website <<https://unctadstat.unctad.org/datacentre/dataviewer/US.DigitallyDeliverableServices>> を基に筆者作成。

(7) *ibid.*, pp.7-8.

(8) *ibid.*, p.3.

(9) González and Jouanjean, *op.cit.*(4), p.10.

て、WTO や FTA で議論・交渉されるデジタル貿易ルールには、電子的送信に係る関税の自由化だけでなく、データの自由な越境移転や個人情報保護、デジタル技術を活用した貿易の円滑化に関するルール等も含まれる。

なお、WTO や 2020 年以前に締結された大半の通商協定では、デジタル貿易ではなく、「電子商取引」(Electronic Commerce) という用語が使用されてきた。1998 年に策定された WTO の「電子商取引に関する作業計画」によれば、「電子商取引」とは「電子的手段による物品及びサービスの生産、流通、マーケティング、販売又は配送を意味する」とされている⁽¹⁰⁾。「デジタル貿易」が越境的な「電子商取引」を包含するとの見方もあるが⁽¹¹⁾、現在の通商交渉の文脈では、両者は互換的な概念として捉えられている⁽¹²⁾。また、現在までに締結された通商協定のほとんどは、「デジタル貿易」や「電子商取引」の定義を規定しておらず、合意されたルールの適用範囲を規定するにとどめている⁽¹³⁾。本稿では、「デジタル貿易」を主として用いるが、個別の協定や WTO の公式文書に言及する際は、公式文書の表記を優先して用いる。

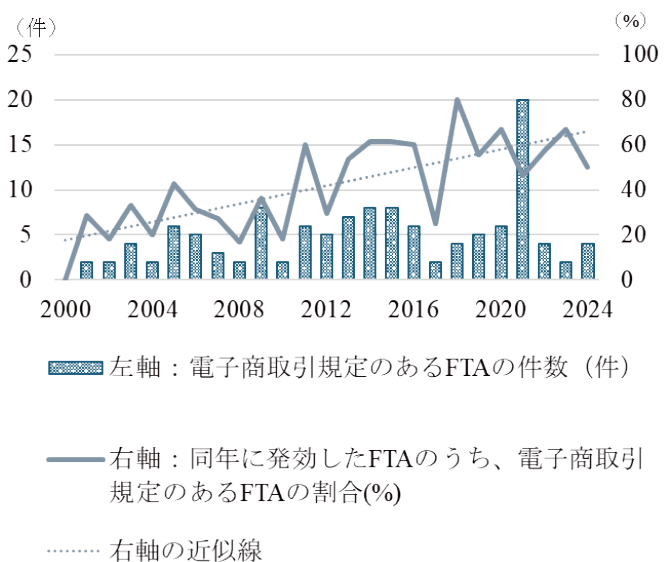
2 FTA によるルール形成

国際貿易体制のルール形成を担う WTO では、1990 年代後半からデジタル貿易に関する議論が行われてきたが、全加盟国による交渉である多角的交渉には至っていない⁽¹⁴⁾。そのため、実際のルール形成は、主に FTA が担ってきた。

図 3 は、WTO に通報された FTA⁽¹⁵⁾のうち、「電子商取引」規定のある FTA の年間発効件数の推移である。2000 年以降、電子商取引規定を含む FTA が増加傾向にある。

規定の内容は各協定により異なるが、導入状況は表 1 のようにまとめられる。

図 3 電子商取引規定のある FTA の年間発効件数



(注) 発効件数には、FTAのほか関税同盟等を含む。物品協定とサービス協定で発効時期が異なる場合は遅い年の方を計上。

(出典) WTO, “Regional Trade Agreement Database.” <<http://rtais.wto.org/UI/PublicSearchByCr.aspx>> を基に筆者作成。

(10) WTO, “Work programme on electronic commerce adopted by the General Council on 25 September 1998 (WT/L/274),” 1998.9.30. <<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/L/274.pdf&Open=True>>

(11) IMF et al., *Handbook on Measuring Digital Trade*, Second Edition, Paris: OECD Publishing, 2024, pp.11-13. <<https://doi.org/10.1787/ac99e6d3-en>>

(12) 飯野文「『デジタル貿易』は『貿易協定』に何をもたらしたか？—非貿易的関心事項を中心に—」『フィナンシャル・レビュー』155号, 2024.2, pp.26-28. <https://www.mof.go.jp/pri/publication/financial_review/fr_list8/r155/r155_2.pdf>

(13) Mira Burri and Anupam Chander, “What Are Digital Trade and Digital Trade Law?” *AJIL Unbound*, Vol.117, 2023.5.8, p.101. <<https://doi.org/10.1017/aju.2023.14>>

(14) 飯野文『WTO FTA CPTPP—国際貿易・投資のルールを比較で学ぶ—』弘文堂, 2019, p.288.

(15) 正確には、WTO 協定上、地域貿易協定 (Regional Trade Agreement: RTA) と定義されるものを指し、FTA 以外に関税同盟 (Customs Union)、経済統合協定 (Economic Integration Agreement: EIA) 等を含む。

表 1 電子商取引規定を含む FTA における各規定の件数 (1997 ~ 2024 年)

規定	電子的送信に対する関税不賦課	内国税の課税許可	ソースコードの移転要求の禁止	データローカリゼーション要求の禁止	個人情報保護	ペーパーレス取引又は電子署名	紛争解決非適用	電子商取引規定を含む FTA
当該規定のある FTA (件)	94	57	15	16	84	79	14	124
電子商取引規定を含む FTA のうち、当該規定のある FTA (%)	76%	46%	12%	13%	68%	64%	11%	

(注) WTO に通報された、発効済みで現在も有効な FTA (関税同盟等を含む) を対象とした。「紛争解決非適用」とは、電子商取引規定の全て又は一部について紛争解決の適用を禁止する規定。

(出典) WTO, "Regional Trade Agreement Database." <<http://rtais.wto.org/UI/PublicSearchByCr.aspx>> を基に筆者作成。

また、2020 年代以降は、デジタル貿易に特化した通商協定も締結されている (第 III 章で後述)。WTO 協定でルール化されていない分野に特化した通商協定は、WTO への通報義務がないため⁽¹⁶⁾、図 3 及び表 1 の件数には含まれない。したがって、実際のデジタル貿易関連規定を有する通商協定は更に多いとされる⁽¹⁷⁾。

3 データローカリゼーションの影響

(1) データローカリゼーションの現況

自国内の経済活動に関するデータや個人情報等を自国内にとどめるための措置は、一般に「データローカリゼーション」と呼ばれる⁽¹⁸⁾。データの国内保存・処理を義務付ける措置が典型であるが、データの越境移転を禁止する (又は著しく制限する) 措置を広義のデータローカリゼーションに含める解釈もある⁽¹⁹⁾ (なお、本稿では特に注記のない限り、「データローカリゼーション」は、データの国内保存・処理を義務付ける措置を指し、データの越境移転の禁止を含まない狭義の意味で用いる。)

OECD の調査によると、2023 年初頭までに 40 か国で約 100 のデータローカリゼーション措

(16) WTO 協定には、ある国のある物品・サービスに与える最も有利な待遇を、他の全ての WTO 加盟国に対しても与えることを加盟国に義務付ける最恵国待遇原則がある。そのため、FTA のように域内国に何らかの優遇を与えるものは WTO 協定が例外的に許容する限度でその設立が認められており、WTO への通報義務がある (関税及び貿易に関する一般協定 (General Agreement on Tariffs and Trade: GATT) 第 24 条、サービスの貿易に関する一般協定 (General Agreement on Trade in Services: GATS) 第 5 条)。ただし、投資、競争、経済協力等のように、WTO 協定で規律されていない分野について、FTA を通じて域内国を優遇するのは各国の自由である (柳赫秀編著『講義国際経済法』東信堂、2018、pp.511-512)。

(17) スイスのルツェルン大学のデータベース「Trade Agreement Provisions on Electronic-Commerce and Data (TAPED)」によると (2024 年 12 月 19 日ダウンロード)、2000 年以降に締結された特恵的な貿易協定 465 件のうち、約半数がデジタル貿易に関する規定を有しており、137 件の協定がデジタル貿易章を設けているとされる。Mira Burri and Rodrigo Polanco, "Digital Trade Provisions in Preferential Trade Agreements: Introducing a New Dataset," *Journal of International Economic Law*, Vol.23 No.1, March 2020, pp.1-34. <<http://doi.org/10.2139/ssrn.3482470>>; *TAPED: A Dataset on Digital Trade Provisions*. University of Lucerne website <<https://unilu.ch/taped>> を参照。

(18) 植田 前掲注(4), p.9; 総務省『情報通信白書 平成 29 年版』2017, pp.90-92. <https://www.soumu.go.jp/johotsu_sintokei/whitepaper/ja/h29/pdf/29honpen.pdf>; 阿部克則「データローカライゼーション措置と国際経済法上の規律—WTO と TPP における法的位置づけ—」『フィナンシャル・レビュー』140 号, 2019.11, pp.25-47. <https://www.mof.go.jp/pri/publication/financial_review/fr_list7/r140/r140_03.pdf>

(19) Chiara Del Giovane et al., "The Nature, Evolution and Potential Implications of Data Localisation Measures," *OECD Trade Policy Papers*, No.278, 2023.11.10, pp.7-10. <<https://doi.org/10.1787/179f718a-en>>; 阿部 同上

置が実施されており、このうち半数近くが2015年以降に制定された措置である。さらに、調査で特定された約100のデータローカリゼーション措置のうち、3分の2以上がデータの越境移転の禁止を伴う広義のデータローカリゼーション規制であり、この中には以下に挙げる中国の事例のように、原則越境移転が認められているものの、調査時点では暫定的な認可基準しか設けられていない規制も含まれるとされる⁽²⁰⁾。

中国のネットワーク安全法（サイバーセキュリティ法）⁽²¹⁾、データ安全法（データセキュリティ法）⁽²²⁾では、重要情報基盤設備⁽²³⁾の運営者が中国国内で収集・生成した個人情報及び重要データを国内で保存することを義務付けており、海外への移転が必要な場合は、国の関係部門の安全評価を経なければならないとされる⁽²⁴⁾。また、個人情報保護法⁽²⁵⁾では、個人情報取扱事業者が国内で収集・生成した個人情報を海外に移転する場合、国の関係部門による安全評価、専門機関による認証等のいずれかの条件を満たす必要があるとされる⁽²⁶⁾。

これらの規制については、安全評価や認証取得等が企業にとって重い負担となることに加えて、重要データ等の解釈や運用に不明確な点があることが指摘されていた⁽²⁷⁾。中国の場合、徐々に解釈や運用等に関する法規が整備される状況にあるものの⁽²⁸⁾、前述のOECDの調査では、越境移転の禁止を伴う広義のデータローカリゼーション規制は概して透明性が低く、適用範囲が不明確であると指摘されている⁽²⁹⁾。

各国のデータの越境移転の禁止やデータローカリゼーション規制は、企業の国際的な事業活動を阻害するおそれがある。企業からは、運用コストの増大やサイバーセキュリティのリスク、サービスレベルの低下等への懸念が挙げられており⁽³⁰⁾、当局の運用や基準が不透明である場合や、事業展開する国ごとに規制が大きく異なる場合には、特に負担が大きいとされる⁽³¹⁾。また、データローカリゼーション規制の導入によって規制導入国のGDPが減少するといった分析や⁽³²⁾、データの越境移転の制限が規制導入国の貿易量を低下させ、サプライチェーンの川下に位置する産業の生産性低下や物品・サービス価格の上昇をもたらすとの分析⁽³³⁾、データの越境移転を

20) *ibid.*, pp.9-10, 12-13.

21) 「中华人民共和国网络安全法」2016.11.7. 中国政府網 <https://www.gov.cn/xinwen/2016-11/07/content_5129723.htm>

22) 「中华人民共和国数据安全法」2021.6.10. 中国政府網 <https://www.gov.cn/xinwen/2021-06/11/content_5616919.htm>

23) 公共通信等の重要分野及び機能喪失時に国家安全等への影響が大きいネットワーク設備や情報システムをいう。

24) 湯野基生「中国の国家安全とデータ安全」国立国会図書館調査及び立法考査局編『変化する国際環境と総合安全保障—総合調査報告書—』（調査資料 2021-3）国立国会図書館，2022，pp.153, 157. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/12198939>>

25) 「中华人民共和国个人信息保护法」2021.8.20. 中国政府網 <https://www.gov.cn/xinwen/2021-08/20/content_5632486.htm>

26) 湯野 前掲注24), p.162; 日本貿易振興機構（JETRO）上海事務所調査部「中国のデータ・個人情報の域外移転規制の最新動向（2024年3月時点）」2024.4, pp.1-8. <https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/690307ed2a411652/20240004_02.pdf>

27) Giovane et al., *op.cit.*(19), pp.9-11; JETRO 上海事務所調査部 同上

28) 湯野基生「中国 ネットワークデータ安全管理条例の制定」『外国の立法』No.302-2, 2025.2, pp.2-3. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/14051524>>

29) Giovane et al., *op.cit.*(19), p.9.

30) *ibid.*, pp.17-27.

31) 経済産業省「データの越境移転に関する研究会報告書」2022.2.28, pp.7-18. <https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/data_ekkyo_iten/pdf/20220228_2.pdf>

32) Matthias Bauer et al., “The costs of data localisation: friendly fire on economic recovery,” *ECIPE occasional paper*, No.3/2014. European Centre for International Political Economy (ECIPE) website <https://ecipe.org/wp-content/uploads/2014/12/OCC32014_1.pdf>

33) Nigel Cory and Luke Dascoli, “How Barriers to Cross-Border Data Flows Are Spreading Globally, What They Cost, and How to Address Them,” 2021.7, pp.10-15. Information technology and innovation foundation website <<https://www2.itif.org/2021-data-localization.pdf>>

厳しく制限している国ほどデータ集約型サービスの輸入が減少するといった分析⁽³⁴⁾もある。

(2) データの越境移転に関する各国・地域の考え方

一方、データの越境移転は、プライバシーや国家安全保障、知的財産保護等に関連する諸問題を引き起こす可能性があり、データが越境する際、国が行う監視や保護の程度が課題となる⁽³⁵⁾。こうした課題に対し、プライバシー等に関する信頼を確保しながら、国際的に自由なデータ流通の促進を目指す「信頼性のある自由なデータ流通 (Data Free Flow with Trust: DFFT)」が国際社会で議論されている⁽³⁶⁾。FTA によっては、データの自由な越境移転やデータローカリゼーション要求の禁止、個人情報保護といった、DFFT のコンセプトに通底する規律が盛り込まれている。ただし、データの監視や保護に関する参加国の思惑の違いから、協定によって盛り込まれる内容や実効性には違いがある。

協定ごとの違いは第Ⅲ章で詳述するが、例えば日本やカナダ、オーストラリア、英国、シンガポール等は、事業目的のためのデータの自由な越境移転を認め、事業者にデータローカリゼーションを要求すべきでないとの立場を採っており、これらの国が加盟する CPTPP (環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定) にも反映されている (Ⅲ 1(1) で後述)。

米国も従来はこの立場であったが、2023 年、WTO 交渉におけるデータの自由な越境移転やデータローカリゼーション要求の禁止に対する支持を撤回した (Ⅱ 2(2)(ii) で後述)。米国では近年、ビッグテックと称される大手 IT 企業へのデータの集中や、中国による米国市民・米国企業のデータへのアクセスに対する懸念が高まっており、ビッグテック規制や国家安全保障上の措置といった国内政策の余地を確保する狙いがあったとされる。

EU は、個人情報とプライバシーの保護を個人の基本的な権利⁽³⁷⁾として非常に重視しており、通商協定においても EU の規制と矛盾のない範囲で越境移転を認め、締約国に EU と同水準の個人データ保護を講じることを求める (Ⅲ 1(4) で後述)。データローカリゼーションの国内規制を有する中国は、通商協定でも自国の安全保障や正当な公共政策の実施という目的と抵触しない限りにおいて、データの自由な越境移転やデータローカリゼーション要求の禁止を認めている (Ⅲ 1(3) で後述)。自国の安全保障や正当な公共政策の実施のためであれば、通商協定上の義務違反を正当化できる規定は、「正当な公共政策目的」の例外や安全保障例外と呼ばれ、本稿で紹介する通商協定に共通して含まれているが、前述のような立場の違いを反映し、規定の細部は各協定によって異なる。

Ⅱ WTO での議論

WTO は、加盟国の貿易障壁の削減や撤廃、貿易に関する規律の策定、貿易に係る紛争の解決等を行う国際機関であり、多角的貿易体制の中核を担っている。しかし、WTO の全加盟国が参加して行う多角的交渉は、途上国と先進国の対立等を背景に長らく停滞しており、交渉の

⁽³⁴⁾ Martina Francesca Ferracane and Erik van der Marel, “Do data policy restrictions inhibit trade in services?” *EUI RSCAS*, 2019/29, Global Governance Programme-342. European University Institute website <<https://hdl.handle.net/1814/62325>>

⁽³⁵⁾ OECD, *op.cit.*(1), pp.15-16.

⁽³⁶⁾ *ibid.*

⁽³⁷⁾ EU 基本権憲章 (Charter of Fundamental Rights of the European Union) 第 8 条、欧州人権条約 (European Convention on Human Rights) 第 8 条、EU 運営条約 (Treaty on the Functioning of the European Union) 第 16 条。

活発化に向け、一部の有志国による交渉が行われている⁽³⁸⁾。デジタル貿易（WTOでは「電子商取引」という用語が主に使用されている。）に関しても、多角的交渉の開始に向けた全加盟国による検討は難航しており、近年は有志国間交渉に議論の場を移している。本章では、電子商取引に関するWTOでの議論と有志国間交渉の概要について説明する。

1 全加盟国による検討

(1) 経緯

多角的貿易体制のルール形成を担うWTOでは、インターネットが普及した1990年代後半から、電子商取引と貿易ルールに関する議論が開始された⁽³⁹⁾。加盟国は第2回閣僚会議（1998年5月）において、「グローバルな電子商取引に関する閣僚宣言」を採択し、電子的送信に対する関税不賦課のモラトリアム（(2)で後述）、「電子商取引に関する作業計画」の作成に合意した⁽⁴⁰⁾。この作業計画は同年9月に策定され、WTOの各委員会でサービス貿易、物品貿易等との関係を分野別に検討することが定められた⁽⁴¹⁾。

現在もこの計画に従い議論が続けられているが、電子的送信に対する関税不賦課のモラトリアムの延長や、デジタル・コンテンツの分類（デジタル・コンテンツの取引は物品貿易か、サービス貿易か⁽⁴²⁾）をめぐる加盟国間の意見の対立⁽⁴³⁾もあり、多角的交渉開始のコンセンサス⁽⁴⁴⁾は得られていない。

(2) 電子的送信に対する関税不賦課

(i) 関税不賦課の「モラトリアム」

電子的送信に対する関税不賦課とは、従来メディアに格納され、モノの形で取引されていたデジタル・コンテンツがインターネット上で越境取引された場合、電子的送信に対して関税を賦課しないことを指す⁽⁴⁵⁾。WTO加盟国は、徴税機関が電子的送信を捕捉することが技術的に難しいこと等を理由に、第2回閣僚会議において、電子的送信に対する関税不賦課に時限的に合意した（以下「モラトリアム」）。

それ以降、加盟国はおおよそ2年ごとにモラトリアムの延長に合意しており、直近では、第

(38) WTOの概要と多角的交渉の停滞等については、植田大祐「WTOの概要と課題」『レファレンス』849号、2021.9, pp.45-72. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/11723355>> を参照。

(39) 飯野 前掲注(14), pp.288-289.

(40) 同上; WTO, "Declaration on global electronic commerce adopted on 20 May 1998 (WT/MIN(98)/DEC/2)," 1998.5.25. <<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/MIN98/DEC2.pdf&Open=True>> なお、閣僚会議はWTOの最高意思決定機関であり、閣僚会合は2年に1回行われる。

(41) 飯野 同上, pp.288-289; WT/L/274, *op.cit.*(10)

(42) 物品とみなせば物品貿易を規律するGATT、サービスとみなせばサービス貿易を規律するGATSの対象となる。GATTは内国民待遇（国内の税金や法令について、輸入産品に国内産品と同様の待遇を与えること）を加盟国に義務付けているが、GATSでは制限と条件を付すことができ、例えばEUは文化保護の観点からGATSで音響・映像サービスの自由化を制限している。デジタル・コンテンツの取引について、米国は物品、EUはサービスとみなすことを主張し、いまだに決着していない。

(43) 飯野 前掲注(14), p.289; 木村福成・西脇修編著『国際通商秩序の地殻変動—米中対立・WTO・地域統合と日本—』勁草書房、2022, pp.188-189; 経済産業省通商政策局編『不正貿易報告書—WTO協定及び経済連携協定・投資協定から見た主要国の貿易政策— 2024年版』2024, p.503. <https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2024/pdf/2024_02_19.pdf>

(44) 全会一致での合意。WTO設立協定第9条第1項において、意思決定は原則としてコンセンサスで行うと規定されている。

(45) 経済産業省通商政策局編 前掲注(43), pp.503-504.

13 回閣僚会議（2024 年）において、モラトリアムを次回閣僚会議（2026 年予定）又は 2026 年 3 月 31 日までの、いずれかの早い日まで延長することに合意した⁽⁴⁶⁾。しかし、一部の加盟国（インド、南アフリカ、インドネシア等）は、モラトリアムの延長に慎重な立場を採っており⁽⁴⁷⁾、協議は毎回難航している。

（ii）加盟国間の意見の相違

インドと南アフリカは、デジタル貿易の恩恵が米国や EU、中国等に偏っている点を指摘し、途上国がデジタル貿易の恩恵を受けるためには積極的な産業政策の実施が必要であるにもかかわらず、モラトリアムによって重要な収入源が制限されていると主張している⁽⁴⁸⁾。また、インド、南アフリカ、インドネシアは、モラトリアムは送信の「内容」（例えば電子的に送信されたコンテンツそのもの）には適用されないと主張しており⁽⁴⁹⁾、インドネシアは国内においてソフトウェアなどの無形財を関税賦課の対象に含めている（現在の関税率は 0%）⁽⁵⁰⁾。さらに、インドと南アフリカは、域外事業者から電子的に提供されたコンテンツやサービスに付加価値税（Value Added Tax: VAT）や財・サービス税（Goods and Services Tax: GST）を課している加盟国の事例を挙げ⁽⁵¹⁾、送信内容に課税することは技術的に可能であるとして、電子的送信の定義を明確化するように求めている⁽⁵²⁾。

この主張の背景には、デジタル技術の進展とともに、デジタル化された物品のオンライン取引が急速に増加していることへの危機感があると考えられる。ほとんどの途上国は、音楽や印刷物、ビデオゲーム等の純輸入国であり、物理的なメディア媒体として輸入される場合の関税率も先進国より高いことが多い。このため、これらの製品がデジタル化され、電子的送信による輸入に置き換わった場合に、送信内容も含めてモラトリアムが適用されると、関税収入が減少するおそれがあるとされる⁽⁵³⁾。

(46) WTO, “Work programme on electronic commerce ministerial decision adopted on 2 March 2024 (WT/MIN(24)/38, WT/L/1193),” 2024.3.4. <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100630865.pdf>>

(47) 経済産業省通商政策局編 前掲注(43), p.504 を参照。

(48) WTO, “Work programme on electronic commerce; The e-commerce moratorium: scope and impact communication from India and South Africa (WT/GC/W/798),” 2020.3.11, pp.2-3. <<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/GC/W798.pdf&Open=True>>; Hannah Monicken, “India, South Africa: WTO e-commerce moratorium restricts tariff revenue, industrialization,” *Inside U.S. Trade*, 2020.3.13.

(49) WT/GC/W/798, *ibid.*, pp.1-2; WTO, “Statement by Indonesia facilitator’s consultation on electronic commerce, MC11 declaration, and other relevant plenary sessions 13 December 2017 (WT/MIN(17)/68),” 2017.12.20. <<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/MIN17/68.pdf&Open=True>>

(50) 中村一平・八木沼洋文「電子データの国際的な取引に係る関税法令の整備が進行（インドネシア）」『ビジネス短信』2023.2.15. JETRO ウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/02/712cfcdd1d743df8.html>>

(51) WTO, “Work programme on electronic commerce the e-commerce moratorium and implications for developing countries communication from India and South Africa (WT/GC/W/774),” 2019.6.4, pp.3-4. <<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/GC/W774.pdf&Open=True>> では、オーストラリア、ニュージーランド、EU、インドネシア、インドの事例が紹介されている。例えばオーストラリア政府は、2017 年 7 月に、デジタル・プロダクトやデジタルサービスの輸入に GST を導入した。域外事業者（オーストラリア国内での売上げが 75,000 豪ドル（約 722 万円）以上）は GST の納付のために課税事業者登録をしなければならない。

(52) *ibid.*, pp.3-4; WTO, “Work programme on electronic commerce, the moratorium on customs duties on electronic transmissions: need for clarity on its scope and impact (WT/GC/W/833),” 2021.11.8, pp.1-2, 6. <<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/GC/W833.pdf&Open=True>> 等。

(53) こうした推計の例として、United Nations Conference on Trade and Development (UNCTAD), “Rising Product Digitalisation and Losing Trade Competitiveness,” 2017, pp.16-17. <https://unctad.org/system/files/official-document/gdsecidc2017d3_en.pdf>; Rashmi Banga, “Growing Trade in Electronic Transmissions: Implications for the South,” *UNCTAD Research Paper*, No.29, 2019.2, pp.17-25. <https://unctad.org/system/files/official-document/ser-rp-2019d1_en.pdf>

これに対し、ほとんどの加盟国はモラトリアムの延長を求めており、送信内容にもモラトリアムが適用されるとの前提に立っている⁽⁵⁴⁾。日本、EU、カナダ等は、電子的送信に対して関税が賦課された場合の途上国全体での GDP 損失額は、追加的な関税収入を大幅に上回るとの推計⁽⁵⁵⁾や、電子的送信に対する関税収入は途上国の政府歳入の平均 0.08 ~ 0.23% に過ぎないと推計⁽⁵⁶⁾を引用し、モラトリアムの停止に反対している⁽⁵⁷⁾。また、関税収入の損失に対する加盟国の懸念は、VAT や GST といった内外無差別的な内国税の賦課を通じて軽減できると提案している⁽⁵⁸⁾。

(iii) 関税と内国税の関係

なお、電子的送信（送信内容を含む。）に対する VAT や GST の賦課について、日本、EU、カナダ等は、あくまでも関税の代替手段として提案しているが⁽⁵⁹⁾、インドと南アフリカは、VAT や GST は関税とは別の目的を果たすものであり、関税はデジタル産業振興のため戦略的に利用できる手段であり続けるべきだと主張している⁽⁶⁰⁾。現に、インドやインドネシアは、既に国外から電子的に送信されるコンテンツやサービスの取引に GST や VAT を課税している⁽⁶¹⁾。

従来の貿易理論では、貿易自由化による関税収入の損失は、より適切な課税形態によって回収できるとされているが、近年の実証分析では、途上国（特に低所得国）については貿易自由化によって税収が減少することが多いとされる⁽⁶²⁾。インドや南アフリカはこのような分析を取り上げ、関税という政策手段の確保を求めている⁽⁶³⁾。

こうした加盟国間の意見の隔たりは深く、WTO 事務局長のンゴジ・オコンジョ＝イウェアラ（Ngozi Okonjo-Iweala）氏は、次期閣僚会議（2026 年）でのモラトリアム延長合意は難しいとの見方を示し、電子的に送信されるどのプロダクトを関税賦課の対象とするか検討することを加盟国に促したとされる⁽⁶⁴⁾。

⁽⁵⁴⁾ WTO, “Work programme on electronic commerce, Broadening and deepening the discussions on the moratorium on imposing customs duties on electronic transmissions (WT/GC/W/799/Rev.1),” 2020.6.29. <<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/GC/W/799R1.pdf&Open=True>>; *idem*, “Work programme on electronic commerce, moratorium on customs duties on electronic transmissions (WT/GC/W/889),” 2023.7.10. <<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/GC/W/889.pdf&Open=True>>

⁽⁵⁵⁾ Hosuk-Lee Makiyama and Badri Narayanan, “The economic losses from ending the WTO moratorium on electronic transmissions,” *ECIPE Policy Brief*, No.3/2019, 2019.8, pp.1-15. <https://ecipe.org/wp-content/uploads/2019/08/ECI_19_PolicyBrief_3_2019_LY04.pdf>

⁽⁵⁶⁾ Andrea Andrenelli and Javier López González, “Electronic transmissions and international trade - shedding new light on the moratorium debate,” *OECD Trade Policy Papers*, No.233, 2019.11.13, pp.15-16. <<https://doi.org/10.1787/57b50a4b-en>>

⁽⁵⁷⁾ WT/GC/W/889, *op.cit.*(54), pp.2-4.

⁽⁵⁸⁾ *ibid.*, p.5.

⁽⁵⁹⁾ *ibid.*, p.5.

⁽⁶⁰⁾ WT/GC/W/833, *op.cit.*(52), p.4.

⁽⁶¹⁾ WT/GC/W/774, *op.cit.*(51), p.4; 上田衛門「経済・社会のデジタル化とインドの税制—国際課税問題への対応を中心に—」『フィナンシャル・レビュー』143号, 2020.6, pp.209-211. <https://www.mof.go.jp/pri/publication/financial_review/fr_list8/r143/r143_10.pdf>; 上野渉「ネットフリックスなどデジタル事業者へ10%のVAT課税へ（インドネシア）」『ビジネス短信』2020.7.13. JETRO ウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/07/6d9ba683369c1fb3.html>>

⁽⁶²⁾ Devika Dutt et al., “Trade Liberalization and Fiscal Stability in Developing Countries: What Does the Evidence Tell Us?” *Global Policy*, vol.11 no.3, 2020.5, pp.379-382. <<https://onlinelibrary.wiley.com/doi/epdf/10.1111/1758-5899.12803>>

⁽⁶³⁾ WT/GC/W/833, *op.cit.*(52), p.4.

⁽⁶⁴⁾ Andy Bounds, “Ecommerce tariffs will kick in from 2026, says WTO chief,” *Financial Times*, 2024.3.27.

2 有志国間交渉

(1) 経緯

多角的交渉が開始されない状況を打破するため、2017年、第11回閣僚会議において日本を含む71の加盟国・地域が共同声明を発出し⁽⁶⁵⁾、電子商取引に関する将来的なWTO交渉に向けて、検討作業の開始を表明した。2019年には、76の加盟国・地域がWTOにおける交渉を開始する意思を確認する共同声明を発出し⁽⁶⁶⁾、これによって、有志国による交渉（plurilateral negotiation）が事実上開始された。

この取組は、「共同声明イニシアティブ」（Joint Statement Initiative: JSI）と呼ばれ、日本、オーストラリア、シンガポールが共同で議長国を務めている（以下「電子商取引JSI」）。電子商取引JSIへの参加は全加盟国に開かれており、2024年6月25日時点の参加国数は米国、EU（加盟する27か国がそれぞれ参加）、中国等を含む91か国・地域に上る⁽⁶⁷⁾。なお、インドと南アフリカは、多角的交渉を重視する立場から、有志国間交渉自体に否定的であり⁽⁶⁸⁾、電子商取引JSIに参加していない。

(2) 交渉の成果

(i) 合意内容

(a) 概要

2023年12月の共同議長国声明では、13の条文について交渉を実質的に妥結したこと、2024年中の妥結を目指し「残る論点の解決に集中する」ことが発表された⁽⁶⁹⁾。残る論点として挙げられたのは、暗号法を使用する情報通信技術製品、電気通信サービス、電子決済、電子的送信に対する関税である。

このほか、①データの自由な越境移転、②データローカリゼーション要求の禁止、③ソースコードの開示要求の禁止⁽⁷⁰⁾の3点は「議論には更に多くの時間を要する」とされた。これら①から③に関するルールは、一般に「TPP3原則」と呼ばれ、TPP交渉で初めてFTAに盛り込まれた、当時最も先進的なデジタル貿易関連のルールである⁽⁷¹⁾。

2024年7月の共同議長国声明では、電子商取引JSI参加国が、「安定化したテキスト」である38条文から成る協定文（Agreement on Electronic Commerce. 以下「協定案」）に合意したこ

(65) WTO, “Joint statement on electronic commerce (WT/MIN(17)/60),” 2017.12.13. 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000355907.pdf>>

(66) WTO, “Joint statement on electronic commerce (WT/L/1056),” 2019.1.25. <<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/L/1056.pdf&Open=True>>

(67) “Joint Statement Initiative on E-commerce.” WTO website <https://www.wto.org/english/tratop_e/ecom_e/joint_statement_e.htm>

(68) WTO, “The legal status of ‘joint statement initiatives’ and their negotiated outcomes (WT/GC/W/819),” 2021.2.19. <<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/GC/W/819.pdf&Open=True>>; Rashmi Jose and Rashid S. Kaukab, “WTO Joint Initiative on E-Commerce State of Play,” 2024.7.16, p.13. International institute for sustainable development (IISD) website <<https://www.iisd.org/system/files/2024-07/wto-joint-initiative-e-commerce-state-of-play.pdf>>

(69) 「(仮訳) WTO 電子商取引共同声明イニシアティブ：オーストラリア、日本及びシンガポールによる共同議長声明」2023.12.20. 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100598743.pdf>>

(70) 他の締約国の者が所有するソフトウェアのソースコードの移転又は開示を要求することを禁止する規定。実際に中国やインドにおいて当該要求が問題になったことがあり、同様の問題の再発や拡散を防ぐことを目的にTPPに初めて盛り込まれた（日本関税協会『TPP コメントール』2019, pp.507-508）。

(71) 同上, p.494.

とが発表された（表2）⁽⁷²⁾。前述の「残る論点」のうち、暗号法を使用する情報通信技術製品と TPP3 原則以外は条文化された。

表2 協定案の構成

節	条項
電子商取引の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子的な取引の枠組み（第4条） ・ 電子認証及び電子署名（第5条） ・ 電子契約（第6条） ・ 電子インボイス（第7条） ・ 貿易に係る文書の電子化（第8条） ・ 一元的な貿易手続システム（シングルウィンドウ）の相互運用性（第9条） ・ 電子決済（第10条）
開放性と電子商取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子的送信に関する関税（第11条） ・ 政府が保有する情報の公開（第12条） ・ 電子商取引のためのインターネットアクセスと利用（第13条）
信頼性と電子商取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンラインの消費者保護（第14条） ・ 未承諾の商用電子メッセージ（いわゆる迷惑メール対策）（第15条） ・ 個人情報保護（第16条） ・ サイバーセキュリティ（第17条）
透明性、協力、開発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 透明性（第18条） ・ 協力（第19条） ・ 開発（第20条）
電気通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信サービス（第21条）
例外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的例外（第22条） ・ 安全保障例外（第23条） ・ 個人情報保護の例外（第25条）
制度的取決めと最終規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紛争解決（第27条） ・ 改正（第32条） ・ レビュー（第35条）等

（注）米国等9か国・地域は合意せず未署名。

（出典）WTO, “Joint statement initiative on electronic commerce (INF/ECOM/87),” 2024.7.26. <<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/INF/ECOM/87.pdf&Open=True>> を基に筆者作成。

(b) 特徴的事項

電子的送信に対する関税については、「電子的送信」の定義に「送信内容」を含むことが明確化され（第11.1条）、関税不賦課の恒久化（第11.3条）とともに、協定発効後5年目に当該条文を見直し、その後も定期的に改正を検討する（第11.5条）とされた。見直し規定があるため限定的「恒久化」であるが、修正には締約国の全会一致が必要であるため（第32.1条）、実現に向けたハードルは高いと見られる⁽⁷³⁾。

個人情報保護では、個人情報の範囲やプライバシーの重要性のレベルをめぐり、参加国間で議論があった。EUは、個人情報とプライバシーの保護は個人の基本的な権利であると主張し、交渉で合意された規定や約束のいずれも、参加国の個人情報保護規制に影響を与えないこと等を提案していたが、米国は個人情報保護規制の遵守の重要性は認めつつも、生じるリスクに見合った必要な制限のみ認められることや、参加国の個人情報保護制度が異なることを前提に、制度間の相互運用性を促進するメカニズムを開発すること等を提案していた⁽⁷⁴⁾。最終的に協

⁽⁷²⁾ 「WTO 電子商取引交渉に関する共同議長国声明の発出について」2024.7.26. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_00937.html>; WTO, “Joint statement initiative on electronic commerce (INF/ECOM/87),” 2024.7.26. <<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/INF/ECOM/87.pdf&Open=True>>

⁽⁷³⁾ Gisela Grieger, “WTO agreement on electronic commerce,” 2024.9.9. European Parliamentary Research Service (EPRS) Blog website <<https://epthinktank.eu/2024/09/09/wto-agreement-on-electronic-commerce>>

⁽⁷⁴⁾ Hannah Monicken, “U.S. others call for cross-border data flow, no localization in WTO e-commerce talks,” *Inside U.S. trade*, 2019.5.3; *idem*, “China’s e-commerce proposal includes privacy protections, lacks data flow,” *Inside U.S. trade*, 2019.5.10; *idem*, “New WTO text on e-commerce shows divisions over privacy, data flows,” *Inside U.S. trade*, 2023.8.14.

定案では、個人情報保護の国内規制について、締約国に法的枠組みの採用又は維持を義務付ける以上のことは求められないが（第 16.3 条）、相互運用性の確保を重視し、国際的なガイドラインや原則を考慮すべきとされた（第 16.4 条）。また、(iii) で後述するように、締約国の規制の自律性を広く認める個人情報保護例外の規定が置かれた（第 25 条）。

途上国には、規定の実施に当たり最長 7 年の猶予期間が設けられている（第 20.6 条、第 20.7 条）。先進国は途上国の協定の実施を支援するため、技術支援や能力開発支援を促進することに合意する（第 20.10 条）とされており、支援の提供義務までは求められていない。

（ii）TPP3 原則の見送り

議論が難航していた TPP3 原則は、協定案には盛り込まれなかった。この点に関して最も影響を及ぼしたのは、交渉において日本と同様に TPP3 原則を強力に支持していた米国が、2023 年 10 月に一転して TPP3 原則の支持を撤回したことである⁽⁷⁵⁾。

撤回を表明した米国通商代表部（The Office of the U.S. Trade Representative: USTR）は、撤回の理由について、デジタル貿易へのアプローチをめぐって国内で議論する「政策的余地」を確保するためと説明している⁽⁷⁶⁾。この国内での議論には、「ビッグテック」と称される GAFAM⁽⁷⁷⁾ 等大手 IT 企業の反競争的行為に関する政策論争が含まれている。米国では、市民団体や民主党の進歩派議員を中心に、ビッグテックが貿易交渉を利用して自社に有利なルールを制定しようとしているとの批判が出ており⁽⁷⁸⁾、USTR としては、ルール化において貿易交渉が国内政策に先行することを避ける狙いがあったとされている⁽⁷⁹⁾。

このほか、中国との競争激化と、中国による米国市民や米国企業のデータへのアクセスに対する懸念も理由の一つとされている⁽⁸⁰⁾。実際、米国は支持の撤回以降、国家安全保障を理由に、中国やロシア等に対する米国からのデータの越境移転を制限する政策を打ち出しており⁽⁸¹⁾、こうした政策の余地を確保する狙いもあったものと考えられる。なお、撤回については米国内での批判も多く、「USTR による支持撤回は、中国のデジタル拡張主義に対する影響力の放棄であり、議会から委任された任務に真っ向から反する」との意見⁽⁸²⁾や、「データローカリゼーションを要求する国が急増し、米国企業（特に中小企業）に打撃を与える」との意見⁽⁸³⁾等が示されている。

⁽⁷⁵⁾ Dan Dupont, “U.S. to end support for WTO e-commerce proposals, wants ‘policy space’ for digital trade rethink,” *Inside U.S. Trade*, 2023.10.24.

⁽⁷⁶⁾ *ibid.*; 甲斐野裕之「米政府、電子商取引に関する WTO 交渉で一部支持撤回、議会や産業界から批判も」『ビジネス短信』2023.10.30. JETRO ウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/10/38f62cc7f72c65cb.html>>

⁽⁷⁷⁾ Google, Apple, Meta (旧 Facebook)、Amazon、Microsoft の総称。

⁽⁷⁸⁾ Dupont, *op.cit.*(75); Dan Dupont, “Wyden: USTR’s e-commerce move a ‘win for China,’ an affront to Congress,” *Inside U.S. Trade*, 2023.10.25.

⁽⁷⁹⁾ Dan Dupont, “Tai tells GOP senators she’s ‘proud’ digital trade stance is providing policy space,” *Inside U.S. Trade*, 2024.4.18.

⁽⁸⁰⁾ Jose and Kaukab, *op.cit.*(68), p.4.

⁽⁸¹⁾ Kenneth Propp, “Who’s a national security risk? The changing transatlantic geopolitics of data transfers,” *Issue Brief*, 2024.5, pp.1-3. Atlantic Council website <https://www.atlanticcouncil.org/wp-content/uploads/2024/05/Whos-a-National-Security-Risk-The-Changing-Transatlantic-Geopolitics-of-Data-Transfers_Final-1.pdf> には、2024 年 2 月に懸念国への機微な個人情報の大規模移転防止を指示する大統領令（14117 号）が発出されたことや、2024 年 4 月に敵対する外国の勢力が管理するアプリケーションから米国人を保護する法律（TikTok 禁止法）や、データブローカーが米国人の機密情報を敵対国（中国、イラン、北朝鮮、ロシア）に販売・提供することを禁止する法律が国家安全保障法（P.L.118-50）の一部として定められたことなどが挙げられている。

⁽⁸²⁾ Dupont, *op.cit.*(78); 甲斐野 前掲注(76)

⁽⁸³⁾ Oliver Ward, “Republican senators: USTR’s digital trade pivot defies Congress,” *Inside U.S. Trade*, 2024.4.2.

こうした批判はあるものの、キープレイヤーである米国の支持撤回により、TPP3 原則は交渉から取り下げられた⁽⁸⁴⁾。

(iii) 9 か国・地域の反対

協定案について、米国、インドネシア、トルコ、ブラジル、コロンビア、エルサルバドル、グアテマラ、パラグアイ、台湾の 9 か国・地域は、「継続中の国内協議及び検討のため」署名を見送った⁽⁸⁵⁾。

米国は前述の TPP3 原則への支持撤回後も、交渉には引き続き参加していた。協定案への署名見送りの理由について、WTO 大使を務めるマリア・ペイガン (Maria Pagan) USTR 次席代表 (当時) は、安全保障例外、個人情報保護例外等の課題が未解決であり、米国が協定案を支持するには更なる作業が必要であると述べた⁽⁸⁶⁾。

協定案の安全保障例外 (第 23 条) は、関税及び貿易に関する一般協定 (General Agreement on Tariffs and Trade: GATT) 第 21 条及びサービスの貿易に関する一般協定 (General Agreement on Trade in Services: GATS) 第 14 条の 2 を参照し、締約国に、協定案の規定にかかわらず安全保障のための措置を実施することを認める規定である。そもそも米国は、GATT 第 21 条が安全保障上の貿易関連措置について加盟国に完全な裁量を与えるもの (いわゆる「自己判断」規定⁽⁸⁷⁾) であるとの立場を採っており、どのような措置が同条により正当化されるかは加盟国が自ら判断し得ると主張している。この主張によれば、GATT 第 21 条に関する問題は WTO 紛争処理の対象とならない。これに対し、WTO のパネル報告では、GATT 第 21 条の下では例外を援用する加盟国の完全な自己判断により協定違反措置が正当化されるものではなく、その判断はパネルの審査に服することが示されている⁽⁸⁸⁾。このような解釈の違いを踏まえると、協定案第 23 条に関する米国の不満は、電子商取引 JSI の射程を超えた、WTO 協定の法解釈についての異議である可能性があり、短期的な解決は難しいと言えよう。

また、協定案の個人情報保護例外 (第 25 条) には、協定案のいかなる規定も、締約国が個人情報及びプライバシーの保護に関する措置 (国境を越えたデータ移転に関するものを含む) を採用又は維持することを妨げないとある。したがって、中国のデータローカリゼーション規制のように、運用や解釈に不透明な点がある規制であっても例外として認められる可能性がある⁽⁸⁹⁾。第 25 条は、電子商取引 JSI の交渉で EU が提案していた内容に近いが、前述のとおり

⁽⁸⁴⁾ Jose and Kaukab, *op.cit.*(68), p.4.

⁽⁸⁵⁾ 「(仮訳) 電子商取引共同声明イニシアティブ」2024.7.26. 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100703900.pdf>>; WTO, *op.cit.*(72), p.1.

⁽⁸⁶⁾ “Statement by Ambassador María L. Pagán on the WTO E-Commerce Joint Statement Initiative,” 2024.7.26. U.S. mission to international organizations in Geneva website <<https://geneva.usmission.gov/2024/07/26/statement-by-ambassador-maria-l-pagan-on-the-wto-e-commerce-joint-statement-initiative/>>; Hannah Monicken, “WTO e-commerce co-conveners release ‘stabilised’ text, but U.S. not on board,” *Inside U.S. trade*, 2024.7.26; 赤平大寿「米政府、WTO の電子商取引テキストに不支持表明、産業界は米国のリーダーシップに警鐘 (米国)」『ビジネス短信』2024.8.1. JETRO ウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/08/b0e7a5071974261c.html>>

⁽⁸⁷⁾ 要件該当性が援用国の自己判断に依存する規定。

⁽⁸⁸⁾ WTO, “Russia – measures concerning traffic in transit: report of the panel (WT/DS512/R),” 2019.4.5. <<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/512R.pdf&Open=True>>; 川瀬剛志『【WTO パネル・上級委員会報告書解説③】ロシア—貨物通過に関する措置 (DS 512) —安全保障例外 (GATT21 条) の射程—』(RIETI Policy Discussion Paper Series 20-P-004) 経済産業研究所, 2020.2. <<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/pdp/20p004.pdf>>

⁽⁸⁹⁾ Grieger, *op.cit.*(73) なお、協定案の第 25 条は条件として「加盟国の法律が、移転される情報の保護のために『一般に適用される条件』の下で移転を可能にする手段について定めていることを条件とする」としている。ここで

米国は例外の範囲が広すぎるとして交渉における論点の一つとなっていた。

さらに、インドネシア、トルコ、ブラジルは、主に電子的送信に対する関税（第11条）に反対しているとされている⁽⁹⁰⁾。台湾とコロンビアの反対の理由は定かではない⁽⁹¹⁾。共同議長国声明では、参加拡大を目標として、これらの9か国・地域と今後数か月間協議を継続していくとされている⁽⁹²⁾。

TPP3原則の見送りや9か国・地域の反対はあったものの、5年に及ぶ交渉を妥結させ、80を超える国・地域が協定案に合意したことは、各国政府や企業団体等から好意的に受け止められている。電子的な貿易手続が多くで導入されることによる経済効果への期待、デジタル貿易に関するルールの世界的な整合性確保と相互運用性の向上、デジタル貿易に関する包括的な規律水準のセットを示したこと等が評価されているほか、WTOの交渉フォーラムとしての機能回復を示す事例としても意義深いとされる⁽⁹³⁾。協定案の規律水準は決して高くないが、交渉に参加している開発途上国の中には、協定案に盛り込まれた基本的な原則さえ導入していない国もあることから、一定の水準を満たすルールが参加国・地域に共通して導入される意義は大きいと評されている⁽⁹⁴⁾。

(3) 今後の課題

共同議長国声明では、テキストに署名した参加国・地域は、「交渉の成果をWTOの法的枠組みに統合することを目的に、国内手続を進める」とされている⁽⁹⁵⁾。WTOの法的枠組みへの統合とは、協定案をWTO協定の附属書に追加することを意味すると考えられるが、どのように追加するかについては、幾つかの方法が考えられる（表3）。

言う「一般に適用される条件」とは、「客観的な用語で定められた条件であって不特定の数の経済活動に従事する者に横断的に適用されるものをいい、したがって一連の状況及び事案を対象とする」との注が付されている。

⁽⁹⁰⁾ Chris Horseman, “WTO Members Seal Plurilateral E-Commerce Deal – US Opt Out,” 2024.7.26. Washington International Trade Association (WITA) Website <<https://www.wita.org/atp-research/wto-e-commerce/>>

⁽⁹¹⁾ コロンビアは、シンガポール・太平洋同盟 FTA（2022年署名、未発効）において、高水準のデジタル貿易ルールに同意している。また、台湾も、台湾・シンガポール経済パートナー協定（2014年発効）において電子的送信に対する関税不賦課に同意している。一方、これらのFTAはGATTとGATSよりも広範な安全保障例外が認められていることから、両国については米国と同様、安全保障例外（第23条）を理由に署名を見送った可能性が指摘されている（Devon Whittle, “Digital: The WTO E-Commerce JSI’s Stabilised Text - what does it deliver, who couldn’t support it, and what are its next steps?” 2024.7.29. Trade Notes Website <<https://tradenotes.substack.com/p/digital-the-wto-e-commerce-jsis-stabilised>>）。

⁽⁹²⁾ 「（仮訳）電子商取引共同声明イニシアティブ」前掲注(85); WTO, *op.cit.*(72), p.1.

⁽⁹³⁾ Hannes Berggren, “Important but modest success as WTO e-commerce negotiations are finalised,” 2024.8.1. Kommerskollegium website <<https://www.kommerskollegium.se/en/about-us/trade-policy-insights/important-but-modest-success-as-wto-e-commerce-negotiations-are-finalised/>>; “Asia-Pacific services group calls for more participation in WTO e-commerce deal,” *Inside U.S. trade*, 2024.8.7; Horseman, *op.cit.*(90)

⁽⁹⁴⁾ Horseman, *ibid.*

⁽⁹⁵⁾ 「（仮訳）電子商取引共同声明イニシアティブ」前掲注(85)

表3 電子商取引 JSI の交渉成果を WTO の法的枠組みに統合する方法

方法	効果	課題
①附属書1の多角的貿易協定の改正 (WTO 設立協定第10条第1項)	コンセンサスが得られれば、全ての加盟国を拘束する多角的貿易協定の改正が成立し、全加盟国を拘束	電子商取引 JSI 非参加国の賛成が見込めない
②定められた期間内に①についてのコンセンサスが得られない場合、加盟国の3分の2以上の多数による議決で、改正案を加盟国に対し受諾のために送付するか否かを決定(WTO 設立協定第10条第1項及び第3項)	改正案を加盟国に受諾のために送付し、3分の2以上の国が批准した時点で多角的貿易協定として成立(以後は新たに批准した加盟国について同協定が発効)し、受諾した加盟国のみを拘束	電子商取引 JSI のテキストに署名した国・地域(約80)は全加盟国・地域の3分の2(111か国・地域)に達していない
③附属書4の複数国間協定に追加 (WTO 設立協定第10条第9項)	コンセンサスが得られれば、複数国間協定として成立し、受諾した加盟国のみを拘束	有志国間交渉自体に否定的なインド・南アフリカ等が反対する可能性がある

(出典) 中川淳司「国際通商法システムの現状と将来について(1)」『貿易と関税』852号, 2024.3, pp.40-42; 同「第1章 WTO のルールメイキング機能の再検討」国際貿易投資研究所編『WTO と広域 FTA を通じた貿易ルールの刷新に向けて』(ITI 調査研究シリーズ No.139) 2023, pp.15-16. <https://iti.or.jp/report_139.pdf> を基に筆者作成。

全ての加盟国を拘束する多角的貿易協定(表3①)は、全加盟国のコンセンサスが必要になるため、交渉に参加していない加盟国の同意を得られるとは考えづらいとの指摘がある⁽⁹⁶⁾。一定期間内にコンセンサスに達しない場合、加盟国の3分の2以上の賛成があれば、交渉結果を多角的貿易協定に追加する改正提案を行い、加盟国に対し受諾のために送付することは可能であるが、電子商取引 JSI の参加国は WTO 加盟国の3分の2に達していないため、②も難しいとされる⁽⁹⁷⁾。

③の複数国間協定は協定の締約国のみを拘束する方式であるが、WTO 協定の一部として組み込まれるためには、やはり全加盟国のコンセンサスが必要とされる。実際、一足早く2023年7月に有志国間交渉が妥結した「開発のための投資円滑化協定」は、第13回閣僚会議(2024年)で③の方法を提案されたが、インドと南アフリカが反対し、コンセンサスは得られなかった⁽⁹⁸⁾(ただし「開発のための投資円滑化協定」の参加国は全加盟国の3分の2を超えており、今後②の方法を採用することも選択肢に含まれる⁽⁹⁹⁾)。

WTO 協定への追加に関する決定は、2026年に予定されている第14回閣僚会議又はそれより早い一般理事会で行われる可能性があるが⁽¹⁰⁰⁾、以上のように協議は難航することが予想される。その場合には、協定案への参加をいかに拡大するかが次の課題と考えられる。特に、影響力の大きい米国に支持を促すことや、途上国の参加を増やすことが重要になるであろう。現段階で電子商取引 JSI に参加する途上国は地域的に偏りがあり(アフリカは9か国、カリブ海諸国や太平洋諸島からの参加はなし)、後発開発途上国⁽¹⁰¹⁾の参加が少ない(5か国)⁽¹⁰²⁾。参加した途上国の多くは、協定を先進国とのデジタル格差解消のための手段と考えており⁽¹⁰³⁾、技術支援や能力

⁽⁹⁶⁾ 関根豪政『国際貿易法入門—WTO と FTA の共存へ—』筑摩書房, 2021, pp.79-80.

⁽⁹⁷⁾ 中川淳司「国際通商法システムの現状と将来について(1)」『貿易と関税』852号, 2024.3, p.47.

⁽⁹⁸⁾ Rachna Uppal and Emma Farge「WTO の投資円滑化協定、印と南アが拒否権発動」*Reuters*, 2024.2.29. <<https://jp.reuters.com/world/us/UEQDXD7CTNKGXNZUUICN7GP5PM-2024-02-29/>>

⁽⁹⁹⁾ 中川 前掲注⁽⁹⁷⁾, pp.41-42.

⁽¹⁰⁰⁾ Grieger, *op.cit.*(73)

⁽¹⁰¹⁾ 国連開発計画委員会が認定した基準に基づき、国連経済社会理事会の審議を経て、国連総会の決議により認定された特に開発の遅れた国々。2024年12月現在44か国が認定されている。うち、電子商取引 JSI 参加国は、ベナン、ブルキナファソ、ガンビア、ラオス、ミャンマー。

⁽¹⁰²⁾ Jose and Kaukab, *op.cit.*(68), p.10.

⁽¹⁰³⁾ *ibid.*

開発に関する規定やその実効性が協定案への支持を広げる上で重要な役割を果たすであろう。

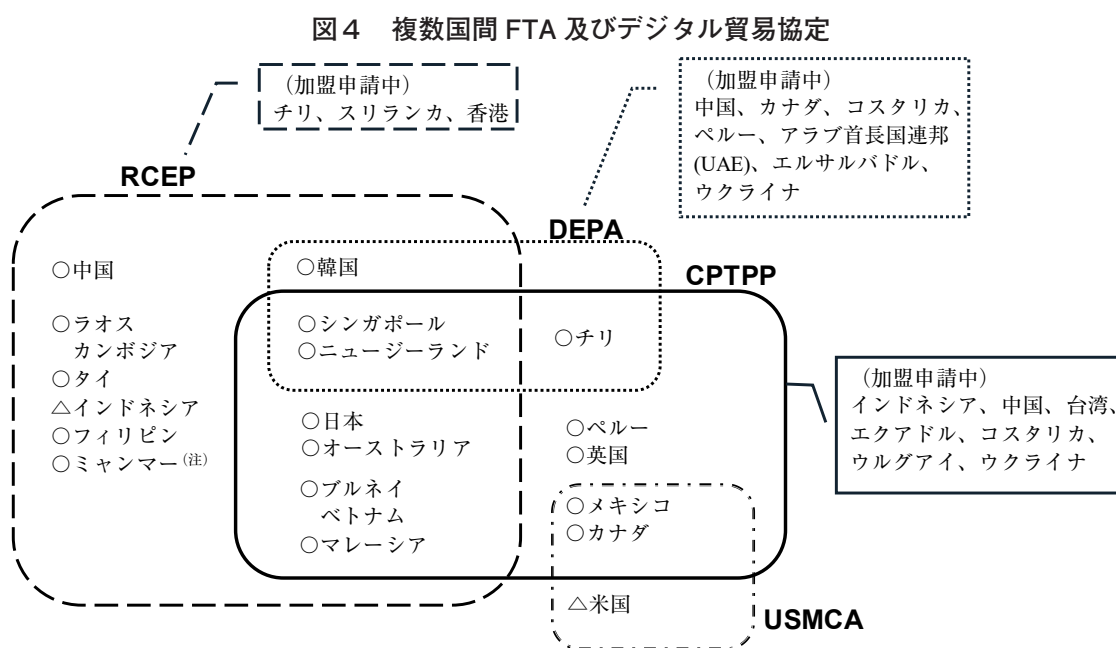
長期的な課題としては、特に産業界からの要望として、データの越境移転とデータローカリゼーション、ソースコードに関するルールを協定に盛り込むことを求める意見がある⁽¹⁰⁴⁾。協定案では、協定の発効後2年以内の見直し規定も置かれており（第35条）、データ移転関連の国際的なルールの確立は引き続き重要な課題になるであろう。

Ⅲ FTA・デジタル貿易協定

デジタル貿易のルール形成は、FTAがWTOに先行する形で制度化されてきた。本章では、デジタル貿易のルール形成で先導的な役割を果たしたCPTPPのほか、米国、中国、EUがそれぞれ関わる米国・メキシコ・カナダ協定（United States-Mexico-Canada Agreement: USMCA）、地域的な包括的経済連携（Regional Comprehensive Economic Partnership: RCEP）協定、「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」（以下「日EU・EPA」）を取り上げ概説する。

また、近年はデジタル貿易に特化した通商協定も相次いで締結されている。本章では、DEPA（Digital Economy Partnership Agreement: デジタル経済パートナーシップ協定）やその他のデジタル貿易協定の概要を紹介する。

なお、本章で取り上げる日EU・EPA以外の複数国間のFTA及びデジタル貿易協定の締約国は図4のとおりである。



* 国名の前に付いている○はWTOの電子商取引JSI参加国（△は参加国であるが協定案非署名の国）。2024年12月20日時点の情報を基にしている。

(注) ミャンマーに関するRCEP協定発効については、RCEP参加国全体としての結論は出ておらず、国によって対応が異なる。

(出典) 「世界のFTAデータベース」JETROウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/ftalist.html>>等を基に筆者作成。

(104) Berggren, *op.cit.*(93); “ICC welcomes new WTO e-commerce deal,” 2024.7.29. International Chamber of Commerce website <<https://iccwbo.org/news-publications/news/icc-welcomes-new-wto-e-commerce-deal/>>; “ITI Welcomes WTO JSI E-commerce Agreement,” 2024.7.26. Information Technology Industry Council website <<https://www.itic.org/news-events/news-releases/iti-welcomes-wto-jsi-e-commerce-agreement>>

1 FTA

(1) CPTPP

CPTPPは、2016年2月に12か国（日本、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナム）により署名されたTPPから米国が離脱したことを受け、残る11か国により2018年に署名・発効されたFTAである。2024年12月に英国が正式に新規加盟した⁽¹⁰⁵⁾。

CPTPPの電子商取引章（第14章）の規定は、発効当時最も先進的なデジタル貿易関連のルールであり、その後に締結されたFTAのひな形となった⁽¹⁰⁶⁾。電子商取引章では、前述のTPP3原則のほか、電子的送信（電子的に送信されるコンテンツを含む。）に対する関税不賦課（第14.3条）、デジタル・プロダクトの無差別待遇⁽¹⁰⁷⁾（第14.4条）等の規定が置かれた。また、オンラインの消費者保護（第14.7条）、個人情報保護（第14.8条）、未承諾の商用電子メッセージ（いわゆる迷惑メール対策）（第14.14条）のように、締約国に国内規制の採用又は維持を義務付ける規定がある。電子商取引章は紛争解決の対象にも含まれており、法的な実効性が担保されている。

一方、規定によっては締約国の政策余地が残されていると解釈できる規定もあり、基礎的な規律水準の確保が今後の課題となる⁽¹⁰⁸⁾。例えばデータの越境移転に関する規定（第14.11条）における「移転」に、非締約国である第三国への移転が含まれるか否かについては、条文から明らかではない⁽¹⁰⁹⁾。また、当該規定やデータローカリゼーション要求の禁止規定（第14.13条）は、「正当な公共政策目的」を達成するために制限を課すことを締約国に認めているが、類似の例外規定であるGATT第20条やGATS第14条が、正当化事由として特定の政策目的を網羅的に列挙しているのに対し⁽¹¹⁰⁾、CPTPPではそのような列挙がなく、例外の範囲が明確ではない⁽¹¹¹⁾。

さらに、個人情報保護の規定（第14.8条）は、国内規制の整備に当たり、関係国際機関の原則及び指針を考慮すべき（同条第2項）と規定しているが、ベンチマーク（参考とすべき規律水準）は明記されていない⁽¹¹²⁾。同時に、締約国ごとに異なる個人情報保護規制の一貫性を促進するため、規制の結果の承認等を奨励している（同条第5項）。この点について、保護の水準が低い規制であっても本質的に同等のものとして扱われることを意味するとの見方もあ

(105) 「英国のCPTPP加入に関する議定書の発効」2024.12.15. 内閣官房ウェブサイト <<https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/2024/index.html#hako20241215>>

(106) 関根 前掲注(96), pp.189-193.

(107) 他の締約国のデジタル・プロダクトに対して他の同種のデジタル・プロダクト（非締約国のものを含む。）に与える待遇より不利な待遇を与えてはならないという規定。ただし、第18章（知的財産権）の権利及び義務に抵触する部分、補助金又は贈与、放送には適用しない。なお、デジタル・プロダクトとは「コンピュータ・プログラム、文字列、ビデオ、映像、録音物その他のものであって、デジタル式に符号化され、商業的販売又は流通のために生産され、及び電子的に送信されることができるものをいう」と定義されている（第14.1条）。

(108) 東條吉純『WTO協定による越境データ流通の規律と限界』（RIETI Discussion Paper Series 20-J-011）経済産業研究所, 2020.2, pp.29-30. <<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/20j011.pdf>>; Mira Burri, “The Impact of Digitalization on Global Trade Law,” *German Law Journal*, 24(3), 2023.5, pp.190-192. <<http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.4349803>> 等。

(109) 関根 前掲注(96), p.192.

(110) 例えばGATT第20条では、特定の政策目的として(a)公徳の保護のために必要な措置、(b)人、動植物の生命又は健康の保護のために必要な措置、(c)金・銀の輸出入に関する措置等、(a)～(j)までの10項目が挙げられている。

(111) 関根 前掲注(96), p.192; 木村・西脇 前掲注(43), p.222; Burri, *op.cit.*(108), pp.190-191; 東條 前掲注(108), pp.24-25.

(112) Burri, *ibid.*, pp.191-192.

り、個人情報保護を重視する国にとっては問題になる可能性を指摘する意見もある⁽¹¹³⁾。

なお、CPTPP は時代の要請に応じて進化すべきとの考えから、見直し規定が設けられている（第 27.2 条第 1 項）。2023 年 11 月に開催された CPTPP 締約国の閣僚会合では、協定に基づく一般的な見直しの作業を進めるため、その作業方針である付託事項が承認された。付託事項では、見直しの目的として、「協定が可能な限り最高の水準であり続けることを確保する」こと等が掲げられ、対象として「デジタル経済やグリーン経済等の新たな課題におけるリーダーシップを示す」こと等が示された⁽¹¹⁴⁾。後述するように、CPTPP 以後に締結された FTA やデジタル貿易協定では、デジタル技術の進展に伴い新しい規定が設けられており、CPTPP の一般見直しでも、電子商取引章の近代化が予定されている⁽¹¹⁵⁾。

(2) USMCA

USMCA は、北米自由貿易協定（North American Free Trade Agreement: NAFTA）に代わる協定として、2020 年に発効した FTA である。NAFTA にはデジタル貿易に関する規律はなく、また、カナダ、メキシコは CPTPP 加盟国であるが、米国は TPP から離脱したため、米国にとってデジタル貿易は NAFTA 再交渉における重要な課題の一つとなっていた。USMCA に新設された「デジタル貿易」の章では、CPTPP をベースとしつつ、その内容を発展させている⁽¹¹⁶⁾。

CPTPP にはなかったアルゴリズムの開示要求の禁止（第 19.16 条）や双方向コンピュータ・サービス⁽¹¹⁷⁾の提供者（プラットフォーム企業等）の免責等に関する規定（第 19.17 条）、政府が保有する情報の公開（第 19.18 条）に関する規定が設けられた。第 19.17 条は、第三者が発信した情報コンテンツによる名誉毀損等につき、これを媒介したプラットフォーム企業等の双方向コンピュータ・サービス提供者に対して、発信者としての責任を問わないとする規定であり、ビッグテック等のプラットフォーム企業を多く輩出する米国の要望によるとされる。また、CPTPP では、「正当な公共政策目的」のため、データローカリゼーション要求の禁止（第 19.12 条）に適合しない措置を採ることが締約国に認められているが、USMCA ではその例外規定がなく、締約国の裁量が狭められている⁽¹¹⁸⁾。

個人情報保護に関する規定では、国内規制の整備に当たって参照すべき国際的なベンチマークとして、APEC（Asia-Pacific Economic Cooperation: アジア太平洋経済協力）の「APEC プライバシーフレームワーク」⁽¹¹⁹⁾や OECD の「プライバシー保護と個人データの越境流通につい

⁽¹¹³⁾ *ibid.*

⁽¹¹⁴⁾ 「CPTPP の一般的な見直しに係る「付託事項」(TOR: Terms of Reference) の概要」2023.11.15. 内閣官房ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/2023/pdf/20231120_cptpp_tor_jp.pdf>; 中川淳司「国際通商法システムの現状と将来について (7)」『貿易と関税』858 号, 2024.9, pp.35-38.

⁽¹¹⁵⁾ 「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)第 8 回 TPP 委員会の機会におけるバンクーバー声明 (仮訳)」2024.11.28, p.6. 内閣官房ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/2024/pdf/20241128_seimeic2_jp.pdf>

⁽¹¹⁶⁾ 飯野 前掲注⁽¹²⁾, p.37.

⁽¹¹⁷⁾ 複数の利用者によるコンピュータ・サーバへの電子的なアクセスを提供するシステムやサービス（第 19.1 条）のこと。インターネット・サービス・プロバイダ、SNS、ウェブ上の掲示板などが該当する。

⁽¹¹⁸⁾ 森秀勲「USMCA（新 NAFTA）の注目点—米国と各国との間の貿易交渉を検証する—材料として—」『経済のプリズム』178 号, 2019.7, pp.22-26. <https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/h31pdf/201917802.pdf>; 飯野 前掲注⁽¹²⁾, pp.40-41.

⁽¹¹⁹⁾ APEC が定める個人情報保護の枠組み。APEC Secretariat, “APEC Privacy Framework (2015),” 2017.8. <[https://www.apec.org/docs/default-source/publications/2017/8/apec-privacy-framework-\(2015\)/217_ccsg_2015-apec-privacy-framework.pdf?sfvrsn=1fe93b6b_1](https://www.apec.org/docs/default-source/publications/2017/8/apec-privacy-framework-(2015)/217_ccsg_2015-apec-privacy-framework.pdf?sfvrsn=1fe93b6b_1)>

でのガイドラインに関する理事会勧告」⁽¹²⁰⁾が明記されており（第 19.8 条第 2 項）、CPTPP の課題であった規律水準のボーダーラインが明示されている。また、デジタル貿易章は紛争解決の対象であり、法的な実効性が担保されている。

(3) RCEP

RCEP は、ASEAN 構成国、日本、中国、韓国、オーストラリア及びニュージーランドの計 15 か国が参加する FTA である（2022 年発効）。経済規模、人口、域内貿易額ともに世界の約 3 割を占めるメガ FTA であるが、協定が扱うテーマの網羅性やルールの水準は、CPTPP と比較すると低いというのが一般的な評価である⁽¹²¹⁾。

電子商取引章（第 12 章）も例外ではない。例えば、データローカリゼーション要求の禁止（第 12.14 条）、データの越境移転（第 12.15 条）の規定には、「正当な公共政策目的」や安全保障上の利益保護のためであれば、データローカリゼーションを要求することや越境データの移動を制限することを認める例外規定が設けられている（第 12.14 条第 3 項、第 12.15 条第 3 項）。

「正当な公共政策目的」のための例外は CPTPP にも見られるが、CPTPP では締約国が採る例外的な措置について「目的の達成のために必要である以上に制限を課するものではない」との条件がある（CPTPP 第 14.11 条第 3 項 (b)、第 14.13 条第 3 項 (b)）。一方、RCEP では「正当な公共政策の実施の必要性については、実施する締約国が決定すること」との注が付されており、「自己判断」規定であることが明確化されている（第 12.14 条第 3 項 (a)、第 12.15 条第 3 項 (a)）。また、安全保障上の利益保護のために締約国が採る例外的な措置について、「他の締約国は…争ってはならない」と念押しされている（第 12.14 条第 3 項 (b)、第 12.15 条第 3 項 (b)）。

さらに、電子商取引章自体が紛争解決の対象外とされていることから（第 12.17 条第 3 項）、データローカリゼーション要求の禁止とデータの越境移転の規定は、事実上実効性がないと評されている⁽¹²²⁾。なお、TPP3 原則のうち、ソースコードの開示要求の禁止の規定はなく、今後の検討課題として明記されている（第 12.16 条第 1 項 (b)）。

また、電子的送信に対する関税不賦課について、WTO 上の「慣行」を維持することが義務付けられているものの（第 12.11 条第 1 項）、WTO での議論を考慮して締約国に「慣行」の修正を認めており（同条第 3 項）、さらに WTO の閣僚会議の決定を踏まえて本条自体を見直すことも明記されている（同条第 4 項）。これは、WTO の閣僚会議でモラトリアムの延長が合意できなかった場合に、RCEP において締約国間の電子的送信に対して関税を課しても協定違反とならないことを意味するとされる⁽¹²³⁾。

RCEP の規定は、国内法でデータローカリゼーション規制を強める中国が、現時点で受入れ可能なデジタル貿易ルールの範囲を示しているとも言える⁽¹²⁴⁾。一方で、中国は RCEP の電子商

⁽¹²⁰⁾ OECD, “Recommendation of the Council concerning Guidelines Governing the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data (OECD/LEGAL/0188),” 2013.7.11. <<https://legalinstruments.oecd.org/en/instruments/OECD-LEGAL-0188>>

⁽¹²¹⁾ 木村・西脇編著 前掲注(43), pp.217-222; 関根 前掲注(96), pp.219-224; 菅原淳一 「「成長」が課題の RCEP—TPP 未滿、WTO 以上のメガ EPA—」『みずほインサイト』2020.11.30, pp.3-4. <<https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/mhri/research/pdf/insight/pl201130.pdf>> 等。

⁽¹²²⁾ 渡邊真理子ほか『中国の CPTPP 参加意思表明の背景に関する考察 改訂版』（RIETI Policy Discussion Paper Series 21-P-016）経済産業研究所, 2021.9, pp.29-30. <<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/pdp/21p016.pdf>>; 菅原同上, p.10.

⁽¹²³⁾ 菅原 同上, p.10.

⁽¹²⁴⁾ 渡邊ほか 前掲注(122), pp.29-30.

取引章よりも先進的とされる CPTPP に加盟申請をしていることから、加盟の是非をめぐる検討に当たっては、中国が前述のような CPTPP と RCEP の電子商取引章のギャップをどのように埋めることを想定しているのかが重要な焦点となる。中国が CPTPP の「正当な公共政策目的」の例外や安全保障例外の広範な活用を視野に入れている可能性が多く指摘されており、前述の CPTPP の例外範囲の明確化は、中国の CPTPP 加盟においても重要な議題となるであろう⁽¹²⁵⁾。

(4) 日 EU・EPA

日 EU・EPA は、TPP や RCEP と同時期に交渉されていたメガ FTA であり、2019 年に発効した。電子商取引に関する規定は第 8 章（「サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引」章）にあるが、発効時点の協定では、データの越境移転に関する実態的な規定は設けられておらず、効力発生日から 3 年以内に「再評価」の対象とされていた（第 8.81 条）⁽¹²⁶⁾。

2022 年 10 月、同条に基づき日 EU・EPA に「データの自由な流通に関する規定」を含めるための交渉が開始され、2024 年 1 月、改正議定書が署名された（同年 7 月発効）⁽¹²⁷⁾。改正議定書では、第 8.81 条を改正し、データの越境移転、データローカリゼーション要求の禁止に関する規定が設けられた。

データの越境移転とデータローカリゼーション要求の禁止に関する規定は、CPTPP に比して詳細化されている⁽¹²⁸⁾。例えば、CPTPP では不明確であったデータの越境「移転」の禁止に、第三国への移転が含まれるか否かという点について、第三国への移転は含まれないことが明確化された（改正第 8.81 条第 2 項 (e)）。

また、改正第 8.82 条には、各締約国が個人情報及びプライバシーの適切な保護の水準を決定する権利を有することを認める旨が規定されており、締約国の規制の自律性が強調されている。当該規定は個人情報とプライバシーの保護を目的としており、前述の RCEP のデータ関連規定における「正当な公共政策目的」や安全保障上の利益保護のための例外とは目的が異なるものの、締約国が重視する利益や権利の保護のために、自国の政策余地を確保することを目的としている点は共通している。

そもそも EU では個人情報とプライバシーの保護は個人の基本的な権利であり、欧州委員会は長年、EU のデータ保護ルールは貿易協定の交渉対象にはなり得ないとの見解を示してきた⁽¹²⁹⁾。したがって EU が過去に締結した FTA では、金融サービス、電気通信、電子商取引等の分野ごとに、必要とされる場合に限り、データの越境移転やデータ保護に関するルールが設

⁽¹²⁵⁾ 同上；木村・西脇編著 前掲注(43), p.222; 石川幸一ほか編著『高まる地政学的リスクとアジアの通商秩序—現状と課題、展望—』文眞堂, 2023, pp.99-100.

⁽¹²⁶⁾ 「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」2018.7.17, p.262. 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000382088.pdf>>

⁽¹²⁷⁾ 「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定を改正する議定書」2024.1.31. 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100615100.pdf>>

⁽¹²⁸⁾ 藤井康次郎・室町峻哉「日 EU EPA における新たな「データの自由な流通に関する規定」」『独禁 / 通称・経済安全保障ニューズレター』2024.4.8. 西村あさひ法律事務所ウェブサイト <https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletters/file/competition_law_international_trade_240408_ja.pdf>

⁽¹²⁹⁾ Jean-Claude Juncker, “A new start for Europe: My agenda for Jobs, Growth, Fairness and Democratic Change,” 2014.7.15. European Commission website <https://ec.europa.eu/commission/presscorner/api/files/document/print/en/speech_14_546/SPEECH_14_546_EN.pdf>; European Commission, “Communication from the commission to the European Parliament and the council: Exchanging and Protecting Personal Data in a Globalised World (COM(2017) 7 final),” 2017.1.10, p.9. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52017DC0007>>

けられてきた⁽¹³⁰⁾。しかし、欧州委員会は2015年、第三国による不当なデータローカリゼーション要求等に対処するため、EUのデータ保護ルールを完全に遵守し、かつそれを損なうことなく、EUが締結する貿易協定に、データの自由な越境移転に関する規定を設けることを目指すと宣言した⁽¹³¹⁾。2018年には欧州委員会が、貿易交渉のための分野横断的な共通条文案を策定し⁽¹³²⁾、二国間のFTA交渉やWTOの電子商取引JSI交渉に提示してきた⁽¹³³⁾。共通条文案は、不当なデータローカリゼーション要求等の制限を排除すると同時に、データ保護のために締約国の規制の自律性を維持する内容となっており、日EU・EPAの改正議定書にも反映されている。

近年EUが交渉・締結したFTAには、デジタル貿易の独立した章が設けられ、データの自由な越境移転や個人情報及びプライバシーの保護等に関する詳細な規定が置かれている⁽¹³⁴⁾。

2 デジタル貿易協定

(1) DEPA

近年、デジタル貿易に特化した通商協定の締結が増えている。DEPA (Digital Economy Partnership Agreement: デジタル経済パートナーシップ協定)は、CPTPP加盟国であるシンガポール、チリ、ニュージーランドの3か国が、2019年に交渉を開始したデジタル貿易特化型の通商協定である(2021年発効)。CPTPP同様、新規加盟を受け付けており、2024年5月に韓国が加わった。他に中国、カナダ、コスタリカ、ペルー、アラブ首長国連邦(UAE)、エルサルバドル、ウクライナの7か国が加盟申請をしている(2024年11月時点)⁽¹³⁵⁾。

DEPAは、モジュールと呼ばれる16のテーマ別の条項群から構成されている⁽¹³⁶⁾。DEPAの特徴は、扱うテーマが広範であり、CPTPPにはない先進的な規定が設けられていることである。例えば、暗号法を使用する情報通信技術製品(第3.4条)、個人又は法人のデジタルID⁽¹³⁷⁾(第7.1

⁽¹³⁰⁾ 例えば、EU韓国FTA(2015年発効)の第7.43条(b)、EUカナダFTA(2017年発効)の第13.15条第2項、日EU・EPA(2019年発効)の改正前第8.63条(2024年発効の改正議定書により削除)。Federica Velli, "The Issue of Data Protection in EU Trade Commitments: Cross-border Data Transfers in GATS and Bilateral Free Trade Agreements," *European papers*, Vol.4 No.3, 2019, pp.889-891. <https://www.europeanpapers.eu/en/system/files/pdf_version/EP_EF_2019_I_022_Federica_Velli_00325.pdf>

⁽¹³¹⁾ European Commission, "Communication from the commission to the European parliament, the council, the European economic and social committee and the committee of the regions: Trade for All Towards a more responsible trade and investment policy (COM(2015) 497 final)," 2015.10.14, p.7. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52015DC0497>>

⁽¹³²⁾ "Horizontal provisions on cross-border data flows and personal data protection," 2018.5.18. European Commission website <<https://ec.europa.eu/newsroom/just/items/627665/en>> なお、最初に当該共通条文案がFTAに盛り込まれたのは、EU英国FTA(2021年発効)である。

⁽¹³³⁾ European Commission, "Communication from the commission to the European parliament and the council: data protection as a pillar of citizens' empowerment and the EU's approach to the digital transition - two years of application of the General Data Protection Regulation (COM(2020) 264 final)," 2020.6.24, pp.12-13. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52020DC0264>>

⁽¹³⁴⁾ 例えばEU英国FTA(2021年発効)、EUニュージーランドFTA(2024年発効)、EU・チリFTA(既存のFTAの改正。2023年署名)など。Marc Jütten, "The EU's digital trade policy," *Briefing*, 2024.1, p.9. European Parliament website <[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2024/757615/EPRS_BRI\(2024\)757615_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2024/757615/EPRS_BRI(2024)757615_EN.pdf)>

⁽¹³⁵⁾ "Digital economy partnership agreement (DEPA)." Ministry of trade and industry Singapore website <<https://www.mti.gov.sg/Trade/Digital-Economy-Agreements/The-Digital-Economy-Partnership-Agreement>>

⁽¹³⁶⁾ 渡辺翔太『デジタル経済連携協定(DEPA)の意義に関する一考察—デジタル貿易の多角的ルール形成に与える影響を中心に—』(RIETI Discussion Paper Series 24-J-003)経済産業研究所, 2024.1, pp.5-8. <<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/24j003.pdf>>

⁽¹³⁷⁾ 個人又は法人のデジタルIDについて、各締約国がそれぞれの制度間の相互運用性を促進する努力義務を定める規定。適切な枠組みの確立又は維持、各締約国の法的枠組みによって与えられるデジタルIDの保護と同等の保護又はデジタルIDの法的効果の承認等に努めることが定められている。

条)、フィンテック(第8.1条)やAI(第8.2条)等がある。また、締約国の国内規制が異なることを前提に、相互運用性の確保に重点が置かれている⁽¹³⁸⁾。一例を挙げると、個人情報保護の規定(第4.2条)では、締約国の制度間の互換性及び相互運用性を促進するためのメカニズムの開発を追求する規定が置かれている(同条第6項及び第7項)。ほかにも、電子決済システム間の相互運用性を高めるために国際的な決済基準を考慮する努力義務(第2.7条第2項(b))、AIガバナンス・フレームワークの採択において国際的に認められた原則又はガイドラインを考慮する努力義務(第8.2条第4項)等がある。

一方で、義務規定が多く細目まで明文化されたCPTPPと比較すると、DEPAの先進的な規定の多くは、中身が曖昧であり具体的なルール化には踏み込んでいない⁽¹³⁹⁾。また、ソースコードの開示要求の禁止の規定はなく、データの自由な越境移転(第4.3条)、データローカリゼーション要求の禁止(第4.4条)は、締約国のコミットメント(約束)を確認するのみであり、法的義務は課されていない。両規定に加えて、デジタル・プロダクトの無差別待遇(第3.3条)、暗号法を使用する情報通信技術製品(第3.4条)は、紛争解決の対象外である。

DEPAは技術革新のスピードに合わせて内容を改定し続けることを企図しているため、ルールの詳細化は今後進んでいくものと考えられる。また、締約国の国内規制の違いに配慮した緩やかなルール化は、義務規定を多く定めるCPTPPよりも加盟のハードルが低い。この点に関連して、中国がDEPAに加盟申請をした意図は、自国の国内法と抵触するルールを回避しつつ、最先端のテーマを含む国際的なルール形成に強い影響を及ぼすことへの期待があるからではないかとの見方もある⁽¹⁴⁰⁾。日本は、DEPAへの参加呼び掛けについて、CPTPPと締約国が重複しており、あえて協定を結ぶ必要がないとして参加を断ったとされている⁽¹⁴¹⁾。しかし、DEPAのデータの越境移転やデータローカリゼーション要求の禁止等が実効性を持たないまま、締約国が実利的な相互運用性の確保のみを優先するようになれば、今後の国際的なルール形成にも影響を与えかねないとの指摘もある⁽¹⁴²⁾。

(2) その他のデジタル貿易協定

「デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」(日米デジタル貿易協定。2020年発効)は、「日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定」(日米貿易協定)と同時に発効したものであり、TPP3原則に加え、アルゴリズムや暗号法の開示・移転要求等の禁止、双方向コンピュータ・サービスの提供者(プラットフォーム企業等)の免責等に関する規定があり、USMCAと同様の規定が盛り込まれている⁽¹⁴³⁾。

また、DEPAの締約国であるシンガポールは、デジタル貿易協定をオーストラリア(2020年発効)、英国(2022年発効)、韓国(2023年発効)と結んでおり、EUとも2024年7月に交渉が妥結した。発効済みのデジタル貿易協定は、既存のFTAのデジタル貿易に関する規定を置

⁽¹³⁸⁾ 渡辺 前掲注⁽³⁶⁾, pp.6-10; 岩田伸人「WTOとデジタル貿易」同編著『WTO体制下の貿易政策—過去・現在・将来—』文真堂, 2024, p.14.

⁽¹³⁹⁾ 飯野 前掲注⁽¹²⁾, pp.37-38.

⁽¹⁴⁰⁾ 川島富士雄「アジアの経済覇権争い(中) デジタル貿易ルール焦点に(経済教室)」『日本経済新聞』2022.1.14.

⁽¹⁴¹⁾ 「中国、巧みなTPP加盟交渉 通商覇権へ出遅れる日米—編集委員 太田泰彦」『日経速報ニュースアーカイブ』2022.1.14.

⁽¹⁴²⁾ 渡辺 前掲注⁽³⁶⁾, pp.44-45.

⁽¹⁴³⁾ 植田 前掲注⁽⁴⁾, pp.9-10.

き換えるものであり、データローカリゼーション要求の禁止に金融サービスも含める規定や、海底通信ケーブルの保護規定（以上、シンガポールと豪の協定）、法務技術（リーガルテック）の協力（シンガポールと英の協定）等、DEPA 以上に広範なテーマが含まれる⁽¹⁴⁴⁾。義務規定も多く、紛争処理の対象に含まれるため、法的実効性も伴う⁽¹⁴⁵⁾。

EU も、前述のとおり欧州のアプローチを世界的に推進するために貿易協定を活用していくことを明確にしており、FTA の関連規定をアップデートするためのデジタル貿易協定の締結・交渉を進めている。前述のシンガポールとの締結のほか、韓国ともデジタル貿易協定の交渉中である⁽¹⁴⁶⁾。また、英国とウクライナも 2023 年にデジタル貿易協定に署名した⁽¹⁴⁷⁾。

おわりに

以上のように、デジタル貿易のルール化で先行した FTA は、CPTPP の電子商取引章の規定をベースとしつつ、デジタル貿易の進展に対応するため、規定の拡充や強化を図ってきた。一方で、そうした FTA やデジタル貿易協定の違いにより生じたルールの断片化に対処するためにも、多国間のデジタル貿易ルールの必要性は依然として高いと考えられる。

そのような中であって、WTO 電子商取引 JSI が 5 年にわたる交渉を妥結させ、80 を超える加盟国が協定案に署名したことは大きな進展である。途上国も含めたこれらの国で、一定の水準を満たした共通のデジタル貿易ルールが採用されることの意義は大きい。協定案の WTO の法的枠組みへの統合が課題として残されているが、全加盟国の 3 分の 2 以上の賛成を得るためには、今後の参加国の拡大、特に後発開発途上国の参加に期待したい。また、今回協定案に入らなかったデータの越境移転等についても、引き続き国際的なルール形成に向けた議論が待たれるところである。

個々の FTA やデジタル貿易協定については、努力義務等の拘束力の弱い規定や WTO 原則よりも広範な例外規定、紛争解決の適用除外等を大胆に取り入れたルールが、どこまで実効性を伴うかは不透明な点があり、実際の運用を注視していく必要がある。特に、例外規定が、原則の規定を脅かしかねないほど広範に適用されることになれば、保護主義的な貿易慣行をかえって助長することになりかねない。本稿で挙げた通商協定の新規加盟や見直しの状況とともに、個別協定に関する今後の全般的な動向を注視したい。

(すずき あやこ)

(144) 中川 前掲注(11), p.38.

(145) 飯野 前掲注(12), p.38.

(146) Jütten, *op.cit.*(13), pp.8-10.

(147) “UK-Ukraine Digital Trade Agreement,” 2022.11.30. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/collections/uk-ukraine-digital-trade-agreement>>